

1法人の最大合計
200,000円 補助!!

山梨県へ行ってみよう!

お試しテレワーク

仕事で山梨県に来てみませんか?

新宿～甲府まで **90分** で到着
山梨は東京からのアクセスも最高!

BETTER
IS
POSSIBLE

補助金

令和5年度 山梨県サテライトオフィス等お試し体験事業費補助金

対象期間 | 令和6年2月28日まで 申請期限 | 令和6年1月31日まで (※予算がなくなり次第、事業終了)

どんな
内容なの?

No.1 県外の企業様が、山梨県内のコワーキング等を使ってテレワークを行う際の **交通費・宿泊費・施設利用料** などを、山梨県が補助します!

No.2 既存の仕事をしながら、山梨県を存分に体験できる **ワーケーションツアー** の **参加経費** も、山梨県が補助します!

企業の皆様、山梨県へ来られる際には、ぜひ
二拠点居住推進センターへご連絡を!!



詳細は
裏面へ

対象者

山梨県外から山梨県への企業移転等に関心のある法人

※ 県内に拠点のある法人においては、県内拠点にはない新たな機能の移転に関心がある場合が対象であり、すでにある既存拠点の機能拡大や同じ機能となる支店等の新設は対象外ですので、ご注意ください。

※ 原則、お試し体験の希望開始日1ヶ月前には山梨県二拠点居住推進センターへのご相談をお願いいたします。

具体的な移転等のスケジュールがなくてもご利用可能です!!

どこを訪問・視察しようか悩み中…。まだ拠点を出すかが確定ではないけれど…。そんな企業様でも大丈夫です！まずは二拠点居住推進センターにご相談ください。貴社のニーズや要望に沿った訪問先やエリア情報をご提案させていただきます。



補助内容

条件 2名以上の従業員等が、**連続して2日以上、山梨県で**お試し体験*を実施するもの
(日帰りは対象外)

上限額 1法人あたり最大で**200,000円**
(最大で1人1泊14,000円が上限)

補助率 1/2

- * 「お試し体験」とは、山梨県内のサテライトオフィス等において、県外に在住する法人の役員または従業員が宿泊・滞在を通じてテレワークを試行すること
- * また、共通の条件として、滞在期間の半分以上は必ずテレワークを実施すること

補助対象となる経費

① 交通費

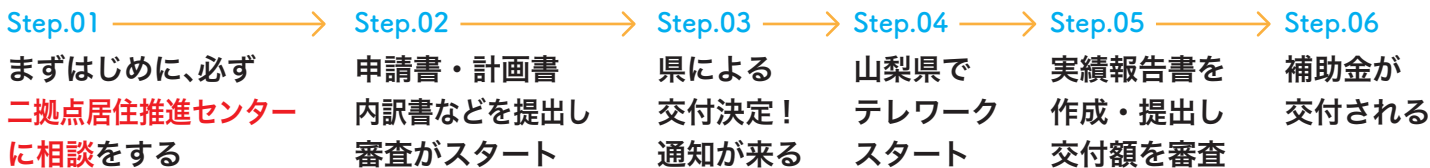
山梨県への往復及び県内の移動に係る公共交通機関の利用に要する経費・レンタカー等の燃料費や利用に要する経費
(例：私用(公用)車のガソリン代・高速代・電車・バス)

② 宿泊費・テレワーク体験費

・ 県内宿泊施設の利用費、サテライトオフィス等の施設利用費
・ 業務又は移転の検討において法人が必要と認める農業体験等、県の地域資源や魅力を体験するために要する費用

③ 企業向けワーケーションツアー参加経費

旅行事業者等が実施する、山梨県を滞在先とした、企業向けワーケーションパッケージツアーに参加するために支払った費用(食費に相当する経費は除く)



山梨県二拠点居住推進センター
03-5212-9033
nikyoten-center@pref.yamanashi.lg.jp

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3
都道府県会館 13 階 山梨県東京事務所内

事業主管 山梨県 知事政策局 二拠点居住推進グループ

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内 1-6-1 北別館 4 階
メール: nikyoten@pref.yamanashi.lg.jp
電話: 055-223-1845

